

令和元年度第5回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録

令和元年10月25日

保健福祉部保険年金課

令和元年度第5回昭島市国民健康保険運営協議会

令和元年10月25日（金）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 18未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について
(答申案)
- (2) 昭島市国民健康保険税税率の改定について

3. その他

出席委員（10名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	久 保 昇 君
委 員	石 原 正 昭 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	五 藤 英 恵 君	委 員	山 本 莊 太 郎 君
委 員	岸 野 康 夫 君	委 員	島 津 智 子 君
委 員	熱 田 喜 信 君	委 員	鈴 木 克 仁 君

説明者

保 健 福 祉 部 長 佐 藤 一 夫、 保 険 年 金 課 保 険 係 長 菅 野 達 也、
保 険 年 金 課 保 険 係 主 任 成 田 紀 子、 保 険 年 金 課 保 険 係 主 事 原 島 彰 憲

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

それでは定刻となりましたので、令和元年度第5回昭島市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、岡本保険年金課長が公務のため不在となっておりますので、私、保険年金課係菅野が担当いたします。よろしくお願いします。

それでは、運営協議会に入りたいと思いますので、会長よろしくお願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。

大変雨も強く足元が悪い中、ご参加いただき、本当にご苦労さまでございます。

(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について
(答申案)

○会長 本日は議題が2点ございます。

1番目が、18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施についての答申案でございます。2点目が昭島市国民健康保険税税率の改定についてということになってございます。

1点目の答申案につきましては、前回、皆さんから意見を出していただきまして、そちらを反映させた修正案で提示しているかと思っておりますので、事務局から説明よろしくお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。

1点目ですが、(1) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施についての答申案でございます。

令和元年度諮問第21号の2 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について答申(案)でございます。

昭島市において平成24年度より実施されている、子育て世帯への独自の均等割軽減措置は、対象となる世帯の保険税負担について、これまで一定の効果を及ぼしており、評価されるものである。国においても子育て世帯への保険税軽減措置については検討がなされているが、現在、実施される見通しがたっていない状況であり、こうしたことから令和2年度及び3年度の2年間にあっては、引き続き事業の継続、実施を図られたい。

なお、この独自軽減については、今後、より公平で効果的な支援策となるよう、制度の検証とその実施方法の検討に努められたい。

また、昭島市は、こうした独自支援策を実施する一方で、国からは計画的な赤字解消を求められている保険者でもある。財政運営の健全化を進める上で、独自支援策については保険者の方針として、しっかりと位置づけ、国等に対しては、適切な説明と対応を図られたい。

以上、答申する。となっております。

前回、お配りした内容から一部修正させていただいております。中段以降のところに、「なお」から始まっている部分があると思いますが、そのより公平で、効果的な支援策となるよう、制度の検証とその実施方法の検討に努められたいという1文に修正しております。

○会長 それでは、事務局の説明は終わりました。

前回からの修正箇所もございますが、これに対してご意見いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長 それでは、皆さんご意見なしということで、この答申案については、これで市長に答申をするということで要求したいと思います。

よろしく願いをいたします。

(2) 昭島市国民健康保険税税率の改定について

○会長 2点目、昭島市国民健康保険税税率の改定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 右側に2-1資料と書いてある資料について説明いたします。

令和元年度東京都国民健康保険税等の状況ということで示してございます。

平成31年4月1日現在の昭島市と都内の区市町村の平均保険税率を表にしております。各保険者の状況は、2-2、2-3資料に各市等載っておりますので、よろしく申し上げます。

2-1資料に保険税率の考え方として、昭島市の現状と特別区等の場合を表で示しております。昭島市の場合は、本来必要な税収源に対し、賦課不足及び未収金の部分、これを一般会計からの繰入金で補填しております。資料の下にございます「特別区の場合」ですが、本来必要な税収金の未収金部分のみを一般会計から繰り入れております。人口規模の大きな都市部では住民の移動も多く、保険税の収納に課題を抱えております。東京都では都市部のこうした影響が大きく、全国での収納率はほぼ例年最下位となっております。

資料2-3ですが平成29年度の都内、市区町村の収納率を表としています。東京都全体で88.02%、その中の特別区は86.30%、市町村部では93.29%といった状況になっております。

昭島市は、平成29年度が93.73%、平成30年度の決算は94.1%ということで、向上している状況でございます。

続きまして、3資料をご覧くださいよろしいでしょうか。

こちらは、都道府県別の一般会計からの法定外繰入について表にしたグラフとなります。東京都区内の法定外繰入については、全国の3割を占める726億円となっております。こちらのグラフは、平成29年度の数値となっておりますが、現在の全国における東京都の位置に大きな変化はございません。こうした状況から、国保財政健全化計画を策定し、赤字補填を目的とする法定外繰入の計画的な解消を行うことで交付金の増減など、保険者に対してのインセンティブが設定されております。

昭島市においても平成29年度に計画を策定し、約20年かけて国保財政及び市民生活への影響など、様々な要素を検証しながら健全化を進めていけるよう計画しまして、現在取り組んでいるような状況でございます。

続きまして、4資料をご覧くださいよろしいでしょうか。

こちらに、3段のグラフがございますが、上段が年度ごとの医療給費及び1人当たりの金額を表にしたグラフとなります。昭島市の国保全体として給付費は減少傾向にありますが、1人当たりの金額は年々上昇しているような状況になっています。この内訳ですが、医療費に関する給付は療養給付費、療養費、高額療養費を含んだもの、特定の対象者に給付される葬祭費や出産育児一時金などは含んでおりません。

中段のグラフは、歳入、繰入金の内訳となります。繰入金の合計ですが、令和元年で13億7,700万円となっております。

下段は、運営基金の残高を表にしております。令和元年度については、見込みではございますが年度末残高を6億8,500万円としています。

5資料は、上段に平成30年度の決算状況、下段に令和元年度の決算見込みを表としています。平成30年度の決算の差し引き額で3億2,900万円、6,000万円から7,000万円ぐらいの交付金を東京都に返還する予定となっております。

続いて、令和元年度の決算見込みについてです。

歳出は、事業費納付金、保険給付費、諸支出金及び保健事業費等が入っております。歳入の一番上の部分でございますが、こちらが繰入金等になります。令和元年度の決算については、被保険者数は減っておりますが平成30年度と同等の規模で見込んでいます。

事業費納付金は激変緩和措置の減少と1人当たりの保険給付費分の増などにより前年より

増額となっております。事業費納付金の増については、運営基金の活用、及び一般会計からの繰り入れを行ったような状況でございます。

前回の運営協議会において、事業費納付金について確定していないということで、お示しできていなかったのですが、事務局として予定しています令和2年度の事業費納付金は今年度と同等額を見込んでいます。

説明は以上となりますが、保険税率の改定について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○事務局 私から追加で、今、説明したとおりですが1点、赤字の解消に向けた国保財政健全化計画、令和元年度の決算見込みにおいて5億1,600万円程ある赤字繰り入れを令和2年度、3年度の2ヵ年度で5,000万円強以上減らしますよという計画になっています。この計画を守らないと、ペナルティーがあるという形になっておりまして、事務局としてはこれを守っていきたくて考えているところでございます。

そうすると、その部分を他で補填しなくてはいけない。国は税率を上げて税収を上げなさいという指導のようなことを考えています。昭島市もそうしていかなければならない部分もあります。しかし、資料4の下段に運営基金の残高を記載してあるとおり、現在、7億円弱という近來にない高額な基金を保持している現状もでございます。これは貯めておいても仕方ないので、この2年間でどういうふうに使っていくかという活用方法を図っていきたくて考えております。

恐らく東京都にお支払いする事業費納付金はそんなに変わらないのではないかと。全体的に加入者は減るのだけれども、1人当たりの医療費が増えてくるので、医療費はそれほど大きく変わらないのかなど。そうすると、こうした中では現時点では基金を多く持っておりますので、その基金の活用を図りながら今後の財政運営を考えていくということですが、当然のことながらこの2年間だけでいいというわけではなくて、その次もまた運営は続けていかなければいけない。その次もまた、これ以上に削減をしていかなければいけないということも考えていかなければならないと思います。

そうした中では、今回この2年間につきましては、様々な視点があると思いますが、この基金の活用、それから一般会計からのその他繰入金金を5,000万円以上減らしていかなければならないという視点、それから、医療費についてはそれほど変化はないのではないかとということ、そういったことを総合的に勘案して、保険税についてご検討いただきたいと、このように考えているところでございますのでよろしく願いいたします。

○会長 事務局からの説明が終わりましたが、一番最初のところで、税の考え方がありますが、

皆さん把握できましたでしょうか。昭島市の現状と特別区の違いが。再度、詳しく説明してもらっていいですか。全体と関係するところですので。

○事務局 保険税率の考え方ですが、本来は必要な額は全て税で賄いなさいというのが基本的な考えです。つまり、それが健全な運営であるというのが国の考え方です。ただし、なかなかそうも言ってもらえないという実態もあります。まず、特別区の場合ですと、やはりこれだけ税をかければ運営ができますねというのを、試算して、それに率をかけているのですが、収納率が100%にならない。そうした未収金の部分については、一般会計から繰り入れましょうよという考え方で、特別区は運営をしています。

昭島市の場合、政策的な考え方で、東京都が示す標準保険料率に合わせていきたいと考えています。しかし、一気に上げるということは、加入者の生活に直結するため、なかなか難しいと考えています。そうしたことを考えながら、長期的な視点に立って、昭島市の場合、国に対しては20年という長期の視点で、この赤字を解消していきますよという計画を提出しています。

昭島市の場合現在の税率では東京都へお支払いする国民保険事業費納金額を賄い切れていないという現状であるということをご理解をいただきたいと思います。その足りない部分を一般会計から赤字繰入しております。その赤字繰入を計画的に20年間をかけながら解消していくというのが昭島市の考え方となっているところでございます。

税率の考え方では以上でございます。

○A委員 令和2年、令和3年の計画に基づく財政的なものはカバーできるのだけれども、その後の計画に基づいたところの話の中で、ペナルティーがあるという話をおっしゃったので、その辺は、私そういう認識はしていなかったんですね。だから、ペナルティーがあるというのは具体的にはどういうことを想定するか、その辺の話を教えていただきたい。

○事務局 今、インセンティブのほうをつけていこうということを国がやっております。計画をきちんと実施していると、交付金が増えるという形になっておりまして、実施しないと交付金が減額してしまうと。国はそういうふうにして、この財政の健全化を進めています。従来はマイナスにはならず、プラスのポイントだけがついていました。これからはマイナスのポイントもつけるというふうになりますので、この計画が実施されないと、交付金が減ってしまうという形になりかねません。なかなかそこら辺は事務方としては本当に苦慮をしているところで、この計画を国に出しておりますけれども、これは維持していかないと、なかなか厳しいことになるのかなというふうに考えております。

○B委員 関連してですが、そうしますと、少なくとも交付金がマイナスにならないように基金を運用すると、そういう考えでいるということですね。

○事務局 はい。

4資料をご覧いただくと、今年度、つまり令和元年度の状況、真ん中の表と下の表です。真ん中の表ですと1億8,200万円基金から今年度分へ入れています。下の表を見ると6億8,500万円、今年度末に基金が残るという計算になっています。単純に令和2年度が同じような状況ですと、1億8,200万円と5,000万円強減らさなくてはいけないので、足した2億4,000万円ぐらいを基金から出すと、税率が上げなくて済むわけです。そうすると、令和2年度、令和3年度やっていきますと、基金の取り崩しだけである程度運営が、計画が実現できる。ただし、そうすると2億円を切るぐらいの基金しか残らなくなってしまうと。そうするので、その次の年は同じようなやり方はできない。そういうふうな状況になっております。大体この基金をどういうふうに活用していくのか。そこら辺が1つの大きなポイントになるのかなというふうには考えているところでございます。

○C委員 都が示している標準保険料率は、どのぐらいですか。

○事務局 まず、医療分の所得割ですが、6.57%、均等割の額でございます、3万7,954円。後期支援分、所得割のパーセントです、2.21%、均等割でございます、1万2,635円。介護の納付金分です、所得割2.01%、均等割の額1万4,981円となっています。

○C委員 5資料ですが、平成30年度決算の歳入歳出の未済金額は3億2,900万円ということとで、この6,000から7,000万円を東京都に返還したということですがけれども、その残りの2億5,000万円ぐらいというのは、これはどこに。

○事務局 一応基金に。

○事務局 委員のいいご質問があって、恐らく、年度の会計は赤字にはしませんので、やはり純益が若干出ると見込んでいます。そうすると基金をある程度取り崩していても、毎年度、少しの額を基金へ積めるのかなと。

今年は計算上でいくと2億5,000万円ぐらい積めるので、単純に言うと、もし来年もそういうふうな状況だとしたら、何もしないでも、財政運営は健全体制が確保できてしまうという可能性もないわけではないです。ただ、様々な要因がありまして、医療費がどういうふうになってくるのかわかりませんし、今年度は特に激変緩和措置でして、若干、交付金が多い年ですので、来年度それがどうなるかもまだわかりませんので、そこら辺のことも踏まえながら、ご検討いただければ。わからない状況が非常に多過ぎて、我々としても心苦しいの

ですけれども、そういった状況にあるのかなど。やはりポイントは基金の効果的な活用をどうして考えていくかということだというふうに我々は考えているところでございます。

○D委員 未収分を徴収できれば健全な、ある程度の収入が得られるため、収納率を向上させる対策も一生懸命していただければと思います。

○E委員 一応、収納率が93.7%から今回94.1%ぐらいに上がるということで、その辺が市のほうで本当に頑張っているということがわかるんですけども、これ以上なかなか難しいと思うのです。それで、昭島市の基礎課税が5.6%で、他市町村の平均が5.08%ですか。これと比較すると少々高いですね。この辺について市民から高いという苦情が来ないか、それが少し心配です。

○事務局 市民の方にとってはやはり生活に直結するので、実際は税率を上げていなくても、高くなったという苦情が納税通知書を発送すると来るような状況です。我々としてもその中で、計画でいうと2年後に保険税率を見直さなくてはならないが、それが適切なのかどうかということは、しっかり考えていかないといけない。収納率は向上していますし、基金もある程度、貯まっている状況から考えると、それをうまく活用していくことを第一に考えていきたい。

○F委員 毎回思うところがありまして、今回税率の改定が一つの議論になっているかもしれないですけども、やはり組織会計というか、企業会計というか、収支バランスの話だと思っているのです。保険給付、これぐらいかかりますとかといったときに、どういう人たちが医療を受けていらっしゃるって、そのジェネリックの使用率が何%で、その何ポイント上げることによって、どれぐらいの削減効果がありますよと。それを事業としてやるには多分こういう費用がかかりますから、投資をこれぐらいする。あるいは特定健診、特定保健指導もやってきます。あるいは重症化防止のために糖尿病の患者さんに積極介入して、年間5、600万円はかかるわけですから、それを防止するためにこういうことをやっています。

その全体の事業を見た上で、投資するべき金額というのは、収入としてこれぐらいかかるから、保険税繰入金、そのバランスで税率をこれぐらいに設定しなくてはいけない、設定した方が健全運営。国民健康保険としての全体の事業を私はいつも見たいなと思っているんです。ですから、2020年度の事業計画をこれからつくるんだと思いますけれども、やはり税率云々だけじゃなくて、支出の事業として受診率、使用率、あるいはほかの事業、保養施設もやっているんですけどか、契約、補助金みたいなことをやっていますか。いろいろな事業の中でこの税率が妥当性があるかどうかという判断をしたほうがいいんじゃないのかなという気

がします。

○事務局 大変貴重なご意見だと思いますので、どんなことをやっているかというのは、近いうちにご提示していきたいと思います。

○B委員 保険税、それから給付に対しては、健康保険の基本的なスタンスというのは、負担は能力に応じて、給付は公平に、この給付の公平は最近、乱れているなど思うのですけれども、負担は能力に応じてということになると、これはちょっとまだそういう方向でいくということには、別に責任はありませんけれども、どうしても料率を上げなければいけないとなったときは、高額所得者の方にちょっと負担をしてもらい、低所得者の方々にはできるだけ負担をかけない、こういうことも一つの考え方であろうかなと。もちろんこれは、いろんな条件が重なって、どうしても料率を、保険税を払わなければいけないとなった時の話であって、そうならずにいけるのであれば、それに越したことはないなというふうに思っております。だから、ちょっとそれは今後の、まだこの協議会今後も続くと思いますので、その中でそういうふうにせざるを得ないとなったときには、そういう考え方もあるのではないかと思っております。

○会長 それでは、大体意見もお伺いをいたしましたし、事務局からの説明もよく伺ってきたと思います。

それで、来年度の税率の改定についてという皆さんのご意見の中では、税率改定はせず、運営基金を活用していく。そして徴収率については、さらに向上するようというふうな努力をしてもらう。そういったものも含めて、今回の税率の改定については現状どおりの方向でいかなものかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局 委員から資料の欠陥の指摘もございましたし、それを踏まえて、再度、短時間になってしまうかもしれないのですが、1回集まって見ていただくのも一つの手かなと。

○会長 それでは事務局のほうから、また日程を出していただいて、それで皆さんの都合のいいときにもう一度開催をして、それで、そこで答申案も含めて検討するというようなことでよろしいですか。資料はそれまでに作成のほうを、よろしくお願いします。

◎閉 会

○下田会長 本日はここまでにしたと思います。

どうも雨の中本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 2時 分)

以上会議のてん末を記載し、その正確なることを証明するために署名する。

会 議 録 署 名 委 員

署名委員

署名委員

署名委員